

尼崎市防災会議における傍聴取扱要領

1 目的

この要領は尼崎市防災会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

2 傍聴の取扱

尼崎市防災会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報に関する事項の協議
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の協議
- (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な協議に支障となる場合

3 会議開催の周知

尼崎市防災会議の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日の概ね3週間前までに、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した尼崎市防災会議の開催通知を尼崎市のホームページ上へ掲載する。

4 傍聴席の区分及び定員

傍聴席は、一般席、議員席及び市政記者席に分け、一般席に入る傍聴人の定員は、10人以内とし、尼崎市防災会議の開催場所の規模等を勘案して会長が決定する。

5 傍聴の手続き

会議の傍聴は、次の手続きにより受付けた者に対して認める。

傍聴の受付は、会議開催場所に参集した傍聴希望者に対して開会時刻1時間前から行い、開会時刻の15分前までの間に、受付名簿に氏名、住所、連絡先を自署するものとする。ただし、傍聴希望者の数が傍聴の定員を超えるときは、くじによる抽選を行う。

6 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

会議中の写真、映画等の撮影、録音及び録画等を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 傍聴することができない者

次の各項目の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。

9 傍聴人の退場

- (1) 会長は、傍聴人がこの要領のいずれかに違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対して退場させることができる。
- (2) 傍聴人は、尼崎市防災会議の決議により公開しないこととされた事項が協議されるとき等で退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

10 その他

この要領に定めがないことに関しては、会長が決定する。

付 則

この要領は令和3年10月8日から実施する。